



Title	滋賀県長浜市方言の素材待遇形式に関する記述的研究
Author(s)	酒井, 雅史
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/53877
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 酒 井 雅 史 ）	
論文題名	滋賀県長浜市方言の素材待遇形式に関する記述的研究
論文内容の要旨	
滋賀県長浜市方言では、つぎに示すように複数の素材待遇形式が用いられている。 Xが {読ま<u>ハル</u>／読ま<u>アル</u>／読ま<u>ンス</u>／読ま<u>レル</u>／読み<u>ヨル</u>／読む}。 Xが {見ヤ<u>ハル</u>／見ヤ<u>アル</u>／見ヤ<u>ンス</u>／見ヤ<u>レル</u>／見<u>ヨル</u>／見る}。 これらの素材待遇形式は、待遇する動作主体（X）との上下関係（社会的属性）などや、ウチソト（心理的距離）などによって使い分けられる。長浜市方言に複数の素材待遇形式が存在することは筧（1962；1982）などによって明らかにされているが、素材待遇形式をどのように用いているのかといった詳細を記述したものは管見の限り見あたらない。 長浜市方言を含め素材待遇形式に関する研究は数多くの蓄積があり、方言についてもさまざまな素材待遇形式が用いられていることが指摘されている。たとえば、加藤（1973）では、素材待遇形式の「西高東低」といった地域差についてまとめられている。また、運用についても「身内尊敬表現を持つ方言域」「他者尊敬表現方言域」「丁寧語のみの方言域」「無敬語方言域」といった区画が行なわれている（加藤1977）。 一方、素材待遇形式に関する現象の説明には、形態論、統語論、意味論、語用論の各側面に分けて記述・議論する必要がある（菊地1978）。しかし、方言の素材待遇形式に関する研究には、当該方言が持つ素材待遇形式やその特徴的な運用の指摘、それらの地理的分布と歴史的関係などに関するものが多く、個別方言の詳細な記述を行なったものはほとんどない。また、上記の素材待遇形式に関わる側面のうち、特に意味面に関しては使用者の属性や目上に対してどの形式を使用するかといったことに注目されることが多く、素材待遇形式が誰に対して用いられて誰に対して用いられないのかといった基本的な情報が分からない場合も少なくない。さらに、意味論と語用論の区別を明確に行っていないために、その記述においては、「尊敬」「親愛」といった相反する意味を持つことの指摘がなされるのみで、なぜそのような意味を持つのかに関する説明がなされることはない。 先行研究によって明らかにされているように、使用する素材待遇形式やその数は方言ごとに異なる。くわえて、その運用法にも地域差が存在する。全国的な分布や特徴的な運用法に関する指摘にとどまっている方言の素材待遇形式に関する研究の現状を鑑みるに、個々の方言における素材待遇形式に関する体系的な記述とその運用実態を明らかにすることは、日本語の素材待遇形式の運用について考える上でも一定の意味があると思われる。 本論文では、以上のような考えのもと、滋賀県長浜市における素材待遇形式の包括的な記述を目指した。 本論文は第Ⅰ部から第Ⅳ部までの4部構成という形をとる。第Ⅰ部の序論では、素材待遇形式の記述を行なう前の前提について整理した。第1章は、方言敬語に関する研究の中で運用上の特徴について指摘されてきた「家格による使い分け」「第三者待遇偏用」「第三者標示」「対者敬語化」「感情性待遇」を取り上げてまとめた。また、これまで蓄積されてきた言語地理学的な研究についても触れた。続く第2章では、これまで敬語がどのように分類されてきたかをふまえて、本研究で用いる「素材待遇形式」という術語の定義について述べた。また、「言語内的要因」「言語外的要因」（南1978）や「社会的ファクター」「心理的ファクター」（菊地1997）といった標準語研究の中で敬語の使い分けに関わる要因や、素材待遇形式の選択のプロセスについての研究についてまとめた。第Ⅰ部の最後の章である第3章では、本研究で用いる調査法の検討と本研究のフィールドである滋賀県長浜市方言について述べた。ここでは、敬語研究は形態論、統語論、意味論、語用論といった分野にまたがるものであり、これらのうちとくに意味論と語用論の区別が必要なことを確認し、それぞれの側面を明らかにするためには面接調査と談話調査が必要であることを述べた。 本論文の中心となる第Ⅱ部と第Ⅲ部では、長浜市方言の素材待遇形式の記述を行なった。まず、第Ⅱ部では形態統語面について記述した。第4章では、面接調査と談話調査の結果から、形態統語の特徴をまとめた。長浜市方言の素材待遇形式は統語的環境に特に制限なく使用されるが、命令形の有無や丁寧語との承接に異なりがあることを述べた。具体的には、（ヤ）ンスのみ命令形を残し、丁寧語と共起することができないが、このことは素材待遇形式の運用に	

も違いを生じさせるものと考えられることについて述べた。また、面接調査と談話調査の両方から、それぞれの素材待遇形式で統合が起こっていることが観察されることについて触れた。第5章では、第4章の記述を受けて、談話資料に現れた素材待遇形式の実現形から、ヤハルからハルへとといった素材待遇形式の統合に関する分析を行なった。素材待遇形式の統合については、これまで前接する動詞の種類による違いは指摘されてきたが、より広くみたときにどのような環境で何が要因となっているのかについて詳しく論じたものはない。本章では、滋賀県長浜市方言の自然談話資料にみられた素材待遇形式の使用から、ヤハルからハルおよび、ヤアルからアル、ヤンスからンスへの形式の統合について、前接の動詞の種類ごとにどちらの異形態をとるかについて詳しくみた。そして、（（ヤ）ハルがもっとも統合が進んでおり、次いで（ヤ）アル、（ヤ）ンスというように、素材待遇形式によってその度合いは異なることを述べた。そして、自然談話資料に現れた素材待遇形式の用例では、素材待遇形式の統合は、補助動詞のテイルにおいてもっとも進んでおり、これにはテイルにおける縮約形の使用が関わっていると考えられるのではないかということ論じた。

第Ⅲ部は、素材待遇形式の意味論・語用論的側面を扱った。第6章は、面接調査の結果をもとに、素材待遇形式の使い分けの規範意識を記述した。規範意識では、長浜市方言の素材待遇形式は、方言形よりも標準語形の方が、そして一般形よりも特定形の方が待遇価が高い。方言形の一般形の待遇価は（ヤ）ハル＞（ヤ）アル＞（ヤ）ンス＞ヨルの順に高く、これには対者待遇と第三者待遇での違いは認められない。必ずしもすっきりとはまとめられないものの、それぞれの素材待遇形式がどの対象に用いられる傾向があるのかについて分析した。長浜市方言の素材待遇形式は、対者待遇に比べて第三者待遇で多く使用されるという第三者待遇偏用の傾向は認められるものの、素材待遇形式がマークする使用対象が拡大するわけではなく、第三者マーカーとしては機能していないという運用上の特徴がある。また、長浜市方言の素材待遇形式の使用には中心部では標準語形と（ヤ）ハルが用いられるが、農村部ではこれらの素材待遇形式は使用されないといった地域差や、対者待遇・第三者待遇ともに（ヤ）ハルは女性のみが使用し、男性は使用しないという性差があることを示した。つぎの第7章では、自然談話資料の分析をもとに素材待遇形式の運用実態に迫った。そして、第6章の規範意識の結果と照らし合わせて、その差異を検討し、素材待遇形式の待遇価・適用範囲・地域差・性差を記述した。自然談話資料にみられた素材待遇形式は、（ヤ）ハル＞（ヤ）アル＞（ヤ）ンス＞ヨルの順に待遇価が高いと考えられる。この結果は面接調査の結果ともおおむね一致しており、待遇価の面では意識と実態に大きなずれはないと考えられる。また、運用の特徴としては、使用意識と大きなずれはなく規範どおりに運用されながらも、ほぼすべての対象をマークするときに使用されること、ほぼすべての対象をマークされるだけでなく第三者偏用の傾向が認められるが、どの対象をもっともマークする傾向にあるかは素材待遇形式ごとに異なることが挙げられる。さらに、地域差・性差といった観点からは使用する素材待遇形式に意識との違いはないが、談話資料で観察される実態からは、素材待遇形式の使用割合から農村部よりも中心部で使い分けられる頻度が高いことがうかがわれるといった地域差があることを指摘した。

素材待遇形式の規範意識と運用実態には基本的にずれはなく運用されている。しかし、意識と実態にまったくずれがないわけではなく、素材待遇形式は必ずしも規範どおりには使用されていない。第8章では、自然談話資料にみられたこのような素材待遇形式の流動的な使用の側面に焦点を当てて分析を加えた。そして、使用意識と運用実態のずれにみられる運用に存在する語用論的な効果を生む運用規則の一部を明らかにした。具体的には、流動的な運用には、（A）人物の関係をマークする際その関係性を文脈上区別する必要がある場合、（B）話し手の特別な感情を表わす場合、（C）話し手が特定の役割や立場に則って発話する場合に素材待遇形式が切り換えられるといった規則性があることを指摘した。刻一刻と変わりゆく会話の中で、立場や関係性を伝えるという発話者の意図があり、そのときそのときの文脈において、これらの規則に従って素材待遇形式が切り換えられることが、さまざまな語用論的效果を生むことになる。そして、方言における素材待遇形式に関する記述は、話し手の規範的使用に関する記述に加えて、以上のような流動的な運用についてどのような要因が働いているかを記述する必要があることについて述べた。

第Ⅳ部の第9章では、本論文で明らかにしたことをもとに、長浜市方言の素材待遇形式に関する記述をまとめた。そして、「第三者待遇偏用」「語用論的效果」という点から、考えを述べ、長浜市方言の素材待遇形式の特徴をどのようにまとめればいいのかということ述べた。本研究のような詳細な記述にはまだ蓄積がないため、はっきりとした結論を導けたとは言い難い面もあるが、本研究は、方言の素材待遇形式に関する記述で今後必要なものを示した研究であると位置づけられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (酒 井 雅 史)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	大阪大学 准教授	高木 千恵
	副 査	大阪大学 教授	渋谷 勝己
	副 査	大阪大学 教授	バーデルスキー マシュー
	副 査	大阪府立大学 教授	西尾 純二
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 滋賀県長浜市方言の素材待遇形式に関する記述的研究

学位申請者 酒井 雅史

論文審査担当者

主査 大阪大学准教授 高木 千恵

副査 大阪大学教授 渋谷 勝己

副査 大阪大学教授 パーデルスキー マシュー

副査 大阪府立大学教授 西尾 純二

【論文内容の要旨】

本論文は、複数の素材待遇形式が使い分けられている滋賀県長浜市方言を対象に、それぞれの形式の意味用法および待遇表現行動の実態についての包括的な記述を目指したものである。本研究の位置づけを示した第Ⅰ部(序論)、長浜市方言の素材待遇形式の形態統語的特徴を記述した第Ⅱ部、意味論・語用論的側面からの記述をおこなった第Ⅲ部、および、それらの記述から導かれる長浜市方言の待遇表現行動の全体的なすがたを論じた第Ⅳ部の4部からなっている。本文 183 ページ、400 字詰め原稿用紙に換算して約 650 枚の分量である。

第Ⅰ部(序論)は、方言敬語研究の概観(第1章)、標準語における敬語・待遇表現研究の概観(第2章)、調査方法の検討と調査概要(第3章)について述べたものである。ここでは、敬語や待遇表現を扱った先行研究を概観したうえで、従来の方言敬語研究が形式の使い分けの記述や地理的分布に基づく形式の新旧関係の究明といったものに偏ってきたこと、標準語における敬語や待遇表現にかかわる研究の成果を方言研究にも取り入れるべきであること、そして、包括的な記述をおこなうために複数の調査方法を組み合わせるべきであることなどを述べ、本研究の意義をまとめている。

第Ⅱ部および第Ⅲ部は本論である。

まず第Ⅱ部では、長浜市方言において使用されている素材待遇形式(ヤ)ハル・(ヤ)アル・(ヤ)ンス・(ラ)レル・ヨルを取り上げ、各形式の形態・統語的な特徴を記述している。第4章では基礎的な記述として、面接調査・談話調査の両方の結果に基づいて各形式の形態変化(活用)および承接順位、統語的生起環境をまとめ、続く第5章では(ヤ)ハル・(ヤ)アル・(ヤ)ンスにみられる形式の統合に焦点を絞って、おもに談話調査の結果からその動態を論じている。結論として、命令形を持っている・丁寧語と共起しないという点において(ヤ)ンスだけが他の形式とは異なる特徴をもつこと、かつては子音語幹動詞にのみ後接可能であったと考えられるハル・アルが母音語幹動詞にもつくことができるようになっていること、従属節内における生起環境については形式間の違いがみられないことなどを指摘している。

続く第Ⅲ部では、素材待遇形式の意味用法および各形式の運用の実態を取り上げている。まず第6章では、面接調査から得られた結果に基づいて、当該方言の話者がもっている素材待遇形式の運用に対する規範意識を明ら

かにし、そこから各形式の待遇価の認定をおこなっている。面接調査の結果、話し相手や話題の人物に応じて使い分けられる形式には、(ヤ)ハル・(ヤ)アルといった方言形だけでなくイラッシュアルのような標準語形も存在することがわかったが、方言形よりも標準語形の方が待遇価が高く、また、派生接辞を用いる表現（一般形）よりも語彙的な敬語形式（特定形）の方が待遇価が高いことが明らかとなった。続く第 7 章では、各素材待遇形式がどのような対象をマークするときに用いられるのか、その適用範囲について、談話調査の結果をもとに論じている。第 8 章では、談話にみられる素材待遇形式の「流動的な運用」に注目し、それを語用論的に意味のあるものと捉えて記述をおこなっている。談話資料の中には、形式の適用範囲を広げたり狭めたりしているとみられる逸脱的な運用が少なからずみられるが、こうした現象を、話し相手や話題の人物との関係性、話し手の感情や立場、情報面における話し手の優位性といった観点から整理し、話し手が意図的にそのような逸脱的な運用をしていること、そうすることによって語用論的な効果が生まれていることを明らかにした。

第Ⅳ部では結論として、滋賀県長浜市方言における素材待遇形式について本研究が明らかにしえたことをまとめ、従来の方言敬語研究に対してどのような新しい知見を提供することができたか、どのようなことが今後の課題として残されたかを述べている。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、滋賀県長浜市方言の素材待遇形式について、形態統語的な特徴、意味用法、運用の実態といった複数の観点から記述をおこない、その全体的なすがたを捉えようと試みたものである。従来の方言敬語研究は形式の使い分け（規範意識）の記述が中心で、話し手が実際におこなっている待遇表現行動の実態が未詳であることが多かった。本研究は、面接調査に加えて談話調査をおこなうことでこの問題点を克服し、滋賀県長浜市方言における素材待遇形式の運用について、その具体的な様相を描き出すことに成功している。一地点における包括的な記述研究としては出色のものであり、今後の方言敬語研究の新たな可能性を拓く研究として評価できる論文である。

ただし、個別論においては問題点も散見される。たとえば、素材待遇形式の基底形の認定にあたって、(ヤ)ハルと(ヤ)アルを異なるものとして扱っている点について、(ヤ)アルを声門摩擦音/h/の脱落した形式として(ヤ)ハルの異形態と捉える立場もありうるが、そのような立場を取らない根拠は明確に述べられておらず、自明のこととして記述が進められている。また、形態統語面に関する記述においては、(ヤ)ンス以外の形式に命令形がないことや、(ヤ)ンスだけが丁寧語と共起できないことなどが指摘されているが、これに対する筆者の考えは述べられていない。加えて、規範意識の記述では、「ウチソト」「上下」「親疎」といった従来の方言敬語研究と同じ枠組みを用いているが、各形式の適用範囲の重なりや広がりの実態をみると、従来の枠組みによらない規則がはたっている可能性が否定できないように思われる。こうした点についての深い考察が加えられることで、各論はより説得的なものとなったはずである。

しかしながら、ここに挙げた問題点は、データから得られた事実を丁寧に記述するという立場ゆえのものと捉えることもでき、本論文で得られた成果をもとに発展させていくことのできる性質のものである。面接調査と談話調査によって得られた膨大なデータから規範意識と実態の両面を明らかにし、さらに談話内における素材待遇形式の語用論的な運用のありようを示すことに成功している本論文の価値を損なうものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。